

日バス協業第147号
令和3年4月6日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 三 澤 憲 一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（活性化・継続事業抜粋（自動車関係））
に関する運用方針の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、添付のとおり国土交通省自動車局旅客課長より通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

【主な改正】

- ・ 事業の名称変更
- ・ タクシー事業者の対象追加
- ・ 事業者選定項目の追加及び補助対象
- ・ 事業者に各旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体等の対象追加等

（お問い合わせ先）
公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
TEL : 03-3216-4014